

景観配慮チェックシート(R2.7.1～)

■広域景観形成重点区域(姉川河川景観形成重点区域)

※届出内容に該当する各行為について、「配慮する内容」欄にそれぞれ記入してください。

| 項目 | | 景観形成基準 | 配慮する内容 | | | | | | | | |
|--------------|-------------|--|--------|----|----|----------|------|------|---------|------|-----|
| 建築物 (1/3) | 位置 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、建築物の外壁は、姉川の河川区域(以下この区域の基準において「河川」という。)から2m以上後退します。ただし、河川に面して建築物が連たんしている地区では、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がない場合は、除きます。 ○ 建築物は河川側の敷地境界線から可能な範囲で後退します。 | | | | | | | | | |
| | 形態 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。 ○ 周囲の建築物の多くが入母屋、切妻などの伝統的な建築形態の屋根を持った地区または、周辺に山りょうもしくは樹林地がある地区では、原則として、適度に軒を出した勾配のある屋根を設けます。 ○ 敷地内や建築物に付属する設備(屋上に設ける設備を含む。)は、設置位置を考慮するなど目立たないように努めるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。やむを得ない場合は、覆いをするなど修景します。 ○ 太陽光発電設備等を壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにします。 ○ 太陽光発電設備等を勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させるようにします。 ○ 太陽光発電設備等を陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとします。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。 | | | | | | | | | |
| | 意匠 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮します。 ○ 大規模建築物は、屋根、壁面、開口部などの意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するように努めます。 ○ 周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とします。やむを得ない場合は、これを模した意匠とします。 ○ 太陽光発電設備等を屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮します。 ○ 太陽光発電設備等は公共空間から望見しにくい形で設置し、付属する配管等の設備等は、建築物と一体とするよう努めます。 | | | | | | | | | |
| | 色彩 (1/2) | <ul style="list-style-type: none"> ○ けばけばしい色彩とせず、外壁の色彩の推奨値を基調とし、周辺景観および敷地内の状況と調和を図ります。 ○ 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮します。 ○ 外壁(太陽光発電設備等を除く。)の色彩は、日本産業規格Z8721(色の三属性による表示方法)により <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準値を次のとおりとします。 <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10Y</td> <td>制限なし</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>制限なし</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無彩色は、N1～N9.5 ・ 推奨値を次のとおりとします。 | 使用する色相 | 明度 | 彩度 | 0.1R～10Y | 制限なし | 10以下 | 上記以外の色相 | 制限なし | 2以下 |
| 使用する色相 | 明度 | 彩度 | | | | | | | | | |
| 0.1R～10Y | 制限なし | 10以下 | | | | | | | | | |
| 上記以外の色相 | 制限なし | 2以下 | | | | | | | | | |

景観配慮チェックシート(R2.7.1～)

■広域景観形成重点区域(姉川河川景観形成重点区域)

※届出内容に該当する各行為について、「配慮する内容」欄にそれぞれ記入してください。

| 項目 | | 景観形成基準 | | | 配慮する内容 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|--|--------|----|--------|-----------|-----|-------|----------|-----|-----|---------|------|-----|--------------|--|--|--|
| 建築物 (2/3) | 色彩 (2/2) | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>0.1R～10YR</td> <td>5以上</td> <td>6.5以下</td> </tr> <tr> <td>0.1Y～10Y</td> <td>7以上</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>制限なし</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3">無彩色は、N1～N9.5</td> </tr> </table> <p>ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩または建築物の見付面積の10分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は、除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光発電設備等のパネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものとします。 ○ 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とします。 ○ 太陽光発電設備等に付属する配管等の設備の色彩は建築物の色彩と調和したものと努めます。 | 使用する色相 | 明度 | 彩度 | 0.1R～10YR | 5以上 | 6.5以下 | 0.1Y～10Y | 7以上 | 6以下 | 上記以外の色相 | 制限なし | 2以下 | 無彩色は、N1～N9.5 | | | |
| | 使用する色相 | 明度 | 彩度 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 0.1R～10YR | 5以上 | 6.5以下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 0.1Y～10Y | 7以上 | 6以下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記以外の色相 | 制限なし | 2以下 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無彩色は、N1～N9.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 素材 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用します。 ○ 冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面などの大部分にわたって使用することは避けます。 ○ 地域性のある素材の活用に努めます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高さ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地地盤から13m以下を原則とします。ただし、社寺などの伝統様式による建築物、公益施設は除きます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 緑化(植栽) (1/2) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内の空き地は、多くの緑量がある緑化に努めます。 ○ 河川から後退してできる空地には、特に中高木または生垣による緑化に努めます。 ○ 次に該当する建築物は、敷地の面積の20%以上の敷地を緑化します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法第7条に規定する区域区分の定めのない地域で、敷地の面積が、0.3haを超えるもの、都市計画法第7条に規定する市街化区域では、敷地の面積が、0.1haを超えるもの ・ 計画戸数が5戸以上の集合住宅など(共同住宅、マンション、ワンルームマンション、寄宿舎、社宅その他これらに類するものをいう。) ・ 店舗、工場などの床面積が、都市計画法第7条に規定する区域区分の定めのない地域では150㎡を超えるもの、その他の地域では50㎡を超えるもの ・ 上記以外の自己用住宅でないもの ○ 建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境と調和するよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮して植栽します。 ○ 大規模建築物は、周辺に与える威圧感、圧迫感、および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮します。 ○ 植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

景観配慮チェックシート(R2.7.1～)

■広域景観形成重点区域(姉川河川景観形成重点区域)

※届出内容に該当する各行為について、「配慮する内容」欄にそれぞれ記入してください。

| 項目 | | 景観形成基準 | 配慮する内容 |
|--------------|------------------------------|--|--------|
| 建築物 (3/3) | 緑化(植栽) (2/2) | ○ 敷地内に生育する樹木などは、できるだけ残します。やむを得ず伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめます。ただし、樹姿または樹勢が優れた樹木は、移植の適否を判断し、周辺への移植に努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めます。 | |
| | その他 | ○ 屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。 | |
| 工作物 (1/2) | 垣・さく ・へい類(建築物に付属するものを含む。) | ○ 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とします。 ○ 河川に面する場合は、できるだけ樹木(生垣)によることとします。 ○ けばけばしい色彩を避け、周辺景観および敷地内の状況と調和が得られるものとします。 ○ 具体的には、建築物に関する基準とします。 ○ 屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。 | |
| | 門(建築物に付属するものを含む。) | ○ 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とします。 ○ 周辺景観および敷地内の状況に配慮し、落ち着いた色彩とします。 ○ 屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。 | |
| | 擁壁 | ○ 河川に面して設けるものは、構造に支障のない限り低くします。 ○ 自然素材の使用に努め、やむを得ない場合はこれに模したものを用います。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化などを行います。 | |
| | その他 (1/2) | ○ 原則として、河川から2m以上後退します。ただし、彫刻その他これに類するもの(以下「彫刻物」という。)で、芸術性または公共性があり、周辺の景観との調和するものなどは、除きます。 ○ 河川の境界線から可能な範囲で後退します。 ○ 高さは、敷地地盤から15m以下を原則とし、周辺の建物よりも突出したものとしません。 ○ 河川から後退してできる空地は、特に緑化に努めます。 ○ メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの(以下「遊技施設」という。)を除き、すっきりした形態および意匠に努めるとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとします。ただし、彫刻物の形態および意匠は、周辺景観になじむものとし、やむを得ない場合は、河川から容易に望見できないよう遮へいします。なお、芸術作品展などの開催にともない一時的に措置されるものは、除きます。 ○ 必要に応じて、常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化します。ただし、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント、その他これらに類するもの(以下「製造施設」という。)、石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設(以下「貯蔵施設」という。)は、常緑の中高木を主体とする樹木により、施設の規模に応じて修景緑化します。また、遊技施設の場合、敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯として植栽します。 ○ 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。 ○ 次に掲げる工作物は、上記の他、次に掲げる措置を講じます。 (カ) 遊技施設、製造施設または貯蔵施設は、敷地(都市計画法第8条に規定する用途地域内は、当該施設にかかる敷地の面積が0.1ha以上であるとき。)の面積の20%以上の敷地を緑化します。 | |
| | | | |

景観配慮チェックシート(R2.7.1～)

■広域景観形成重点区域(姉川河川景観形成重点区域)

※届出内容に該当する各行為について、「配慮する内容」欄にそれぞれ記入してください。

| 項 目 | | 景観形成基準 | 配慮する内容 |
|--|--------------|---|--------|
| 工作物 (2/2) | その他 (2/2) | <p>(キ) 汚水または排水を処理する施設は、平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、設置位置を考慮するなど目立たないように努め、敷地外周部は、生垣などで緑化し、容易に望見できないようにします。</p> <p>(ク) 製造施設や貯蔵施設は、できるだけ壁面、構造などの意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、設置位置を考慮するなど目立たないように努めます。</p> <p>(ケ) 屋外照明は、過剰な光量とせず、適切な照射範囲とし、周囲との調和に配慮します。</p> <p>(コ) 太陽光発電設備等は次に掲げる措置を講じます。</p> <p>(1) 太陽光発電設備等は、公共空間からできるだけ多く後退し、周辺に圧迫感を与えない形態とするよう配慮します。</p> <p>(2) 太陽光発電設備等のパネルは、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものとします。</p> <p>(3) 太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とします。</p> <p>(4) 平面型の太陽光発電設備等を設置する場合で周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講じます。</p> <p>(5) 平面型の太陽光発電設備等の最上部は、目隠し措置の高さより低くするよう努めます。</p> | |
| 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系(その支持物を含む。) | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄塔は、原則として、区域内には設置しません。やむを得ず設置する場合には、整理統合を図ります。 ○ 電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、目立たないよう配置します。 ○ 電柱は、原則として、区域内には配置しません。 ○ 形態の簡素化を図ります。 ○ 色彩は、落ち着いた色彩となるよう努め、周辺景観との調和を図ります。 ○ 中低層の建築物が連たんする地域では、鉄塔の基部周辺の修景緑化に努めます。 | |
| 木竹の伐採 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 伐採する土地が広範囲にならないよう必要最低限度の伐採とし、周辺景観との調和に配慮します。 ○ 河川から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、伐採せず、周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めます。 ○ 高さ10m以上または枝張り10m以上の樹木は、できるだけ伐採しません。 ○ 一団となって生育する樹林は、景観および生態的な連続性を途切れさせないように考慮します。 ○ 伐採した場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、必要な代替措置を講じます。 | |
| 屋外における物品の集積または貯蔵 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、河川から2m以上後退します。 ○ 河川の境界線から可能な範囲で後退するとともに、既存樹林の保全に努めます。 ○ 遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、その遮へい措置に見合った高さまでとし ○ 事業所における原材料・製品、スクラップなどまたは建設工事などにおける資材などの集積または貯蔵にあっては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じます。河川に面する部分では、常緑の中高木などで遮へいします。 ○ 農林水産品置場、商品の展示場などは、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、その敷地の周囲に修景のため植栽します。 ○ 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。 | |

景観配慮チェックシート(R2.7.1～)

■広域景観形成重点区域(姉川河川景観形成重点区域)

※届出内容に該当する各行為について、「配慮する内容」欄にそれぞれ記入してください。

| 項目 | 景観形成基準 | 配慮する内容 |
|-----------------|--|--------|
| 鉱物の掘採または土石の類の採取 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川からできるだけ望見できないよう、常緑の中高木により遮へいします。 ○ 跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽など必要な緑化を行います。 | |
| 土地の形質の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 造成などにかかる切土および盛土の量は、構造に支障のない限り少なくするとともに、のり面整正は土羽によるものとします。やむを得ず擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限のものとしします。 ○ のり面が生じる場合は、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽など必要な緑化を行います。 ○ 行為終了後、土地の不整形な分割または細分化は避けます。 ○ 駐車場を設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周部を修景緑化するとともに、内部空間においても中高木を取り入れて修景緑化し、単調な空間とならないよう配慮します。ただし、やむを得ない場合は、河川から望見できないよう、植栽により遮へいします。 ○ 広場、運動場その他これらに類するものを設置する場合は、当該施設にかかる敷地(都市計画法第7条に規定する区域区分の定めのない地域は、当該施設にかかる敷地の面積が0.3ha以上であるとき、同法同条に規定する市街化区域内は、当該施設にかかる敷地の面積が0.1ha以上であるとき。)の面積の20%以上の敷地を緑化します。 | |